

新宿区景観まちづくり審議会 小委員会の委員の指名について

景観まちづくり審議会会長が、景観まちづくり審議会 小委員会の委員及び委員長、副委員長を指名する。

条例：新宿区景観まちづくり条例
規則：新宿区景観まちづくり条例施行規則

1 小委員会の委員の指名について

【規則第40条第1項】

審議会委員のうち、審議会の会長が指名する者9人以内をもって組織する

2 委員長及び副委員長

【規則第40条第2項、第3項】

小委員会に委員長及び副委員長を置く

委員長：小委員会委員のうち、審議会の会長が指名する者

副委員長：選任方法については、特に定めなし

3 小委員会が議題とする事項

(1) 条例第31条第2項に定める委任事項

(2) その他

① 新宿区景観まちづくり計画改定等についての助言

② その他、景観まちづくり施策についての助言